

解体工事等にかかる石綿関係チェックリスト

工事の名称				工事の場所			
工事の種類と規模	用途	面積	m ²	工事着手予定日	年	月	日

大気汚染防止法関係

罰則（大気汚染防止法）

下線はR2年法改正での新規の規制 特記ない限りR3年4月1日施行

チェック欄
該当ない場合は斜線

特定建築材料（R2法改正でレベル3も特定建築材料に）			特定建築材料なし
レベル1	レベル2	レベル3	
（飛散性石綿（アスベスト））		（いわゆる非飛散性石綿（アスベスト））	

解体工事等の発注

事前調査

調査主体：元請又は自主施工者 調査内容：特定建築材料＝レベル1～3石綿 使用の有無 改正前：H18.9.1以後に設置工事された建築物、工作物は対象外 →改正で対象に（ただし、設計図書のみ事前調査で可）	月 日 確認
■定められた方法による調査：石綿含有の有無を、設計図書等の書面＋目視で調査。左記で不明の場合は分析調査を実施。または含まれていると「みなし」ます。	月 日 実施
■必要な知識を有する者による調査 有資格者（一般調査者/特定調査者/一戸建て等調査者）【令和5年10月1日から義務化】 ※R3.4月現在一般、特定調査者あわせて県内に10名おられます。 義務化前であれば（一社）日本アスベスト調査診断協会の登録者でも可 義務化前でも可能な限り必要な知識を有する者が実施することが望ましい。	月 日 実施
■元請業者から発注者への調査結果の書面による説明 ※書面は工事終了後3年間保存 ①事前調査結果：事前調査終了年月日、調査方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項（調査者の講習実施機関の名称等）、調査結果 ②特定工事*についての説明事項 レベル1、2に相当の場合は14日前までに発注者へ説明 特定建築材料の種類、使用箇所、面積、排出等作業の方法、工程など *特定粉じん排出等作業を伴う建設工事	月 日 実施
■事前調査結果の記録の作成・保存（3年間） 現場に据え置き、県が確認可能な状態にしておくこと。	月 日 実施
■事前調査結果の知事への報告 【令和4年4月1日施行】 原則として電子報告 報告の対象 解体工事（床面積合計80m ² ） 建築物の改造・補修工事（請負代金合計100万円以上） 工作物*の解体・改造等工事（請負代金合計100万円以上） *令和2年環境省告示第77号に定める次のもの ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び压力容器、④配線設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む）、⑫トンネルの天井版、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下構造部分の壁及び天井板	月 日 実施
■事前調査結果の掲示（A3用紙大以上） 内容：元請業者（自主施工者）の名称・住所、事前調査終了年月日、調査方法、調査結果（石綿含有の有無）	月 日 実施
■特定工事（特定粉じん排出等作業）についての説明事項の掲示（A3用紙大以上） 事前調査結果との集約も可 工事の発注者、元請業者（自主施工者）の名称・住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、届出対象の場合は届出日及び届出先、特定粉じん排出作業の期間、方法、現場責任者の氏名及び連絡場所	月 日 実施

報告義務違反
虚偽報告

特定建築材料					特定建築材料なし	左記該当に○
レベル1	レベル2	レベル3				
(飛散性石綿 (アスベスト))		(非飛散性石綿 (アスベスト))				
吹付け石綿 吹付けパーティ 吹付けパーティキュート	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有仕上塗材 (吹付け施工を含む)	石綿含有成形板等のうち石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種 内装ボードや天井材、軒天に使用 *第2種はレベル2	石綿含有成形板等 外壁、天井、床に使用の石綿含有スレート、窯業系サイディング、化粧石膏ボード、ロックウール吸音板、ビニル床タイルなど		

元請人から下請負人への説明 (事前調査結果、作業計画 の内容) 月 日実施

届出義務違反
計画変更命令
命令違反

知事(保健所)への事前の届出
(14日前まで)
<発注者、自主施工者>

月 日届出

除去等措置違反

作業基準適合命令等
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

特定粉じん排出等作業		解体工事
元請及び下請は除去等の措置、作業基準を遵守すること		
■作業計画の策定 イ 発注者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 特定工事の場所 ハ 特定粉じん排出作業の種類 ニ 特定粉じん排出作業の実施期間 ホ 特定建築材料の種類並びにその使用箇所、面積 ヘ 特定粉じん排出等作業の方法 ト 第10条の4第2項各号 作業対象の建築物等の概要、配置図、付近の状況 工程 元請業者(自主施工者)の現場責任者の氏名、連絡先場所 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合はその現場責任者の氏名及び連絡先場所		月 日実施
■作業方法(基準) 【除去】 1) かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法 2) セキュリティールームによる隔離+集じん・排気装置(JIS Z8122 HEPAフィルタ付)使用 3) 2)に準ずる方法(例:グローブバッグ) 【当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理】 封じ込め又は囲い込みを行う場合は、セキュリティールームによる隔離+集じん・排気装置(JIS Z8122 HEPAフィルタ付)使用		レベル3にも適用 レベル3の作業基準 新設 1) 切断・破砕等せずそのまま建築物等から取り外す 2) 1)が困難なときは ・周辺を事前に養生する ・除去する建材を薬液等により湿潤化する 3) 除去後、作業場内を清掃する 2) 1)が困難なときは ・除去する建材を薬液等により湿潤化する 3) 除去後、作業場内を清掃する

月 日実施

命令違反

特定粉じん排出等作業の記録・保存 【元請者、自主施工者】
<ul style="list-style-type: none">■作業中の記録 負圧の状況、集じん・排気装置の正常な稼働等について記録し、特定工事が終了するまで保存■作業が適切に行われていることの確認 元請業者は、下請負人が作成した記録により確認■作業が完了したことの確認 事前調査を行わせる者または石綿作業主任者が、石綿の取り残しがないこと、囲い込みが適切に行われていることを確認する。■清掃 養生を解く前に清掃することが義務化■隔離を解く際の確認 位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の確認

月 日実施

特定粉じん排出等作業結果の報告 【元請業者→発注者】
<ul style="list-style-type: none">■発注者への報告事項 作業完了年月日 作業実施状況の概要 完了の確認を行った者の氏名等■作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存 特定粉じん排出等作業を実施した期間、実施状況等について記録し、特定工事が終了した日から3年間保存

月 日実施

廃棄物処理法関係

1. 定義

廃掃法での名称
廃掃法での取扱
石綿則での区分

廃石綿等		石綿含有産業廃棄物		
特別管理産業廃棄物		産業廃棄物		
レベル1	レベル2	レベル3		
石綿含有吹付け材	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有仕上塗材（吹付け施工を含む） *除去工法によっては「汚泥」に該当する可能性	石綿含有成形板等のうち石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種 内装ボードや天井材、軒天に使用 *第2種はレベル2	石綿含有成形板等 外壁、天井、床に使用の石綿含有スレート、窯業系サイディング、化粧石膏ボード、ロックウール吸音板、ビニル床タイルなど

左記該当に○

※建築物や工作物の新築、改築又は除去（解体）を行う工事等では、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が排出事業者として処理が完了するまでの責任を負う。

2. 処理フロー

特別管理産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)	産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)
<ul style="list-style-type: none"> ○こん包する等飛散防止措置をとること ○他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと ○廃石綿等である旨及び注意事項の表示を行うこと ○溶融、無害化処理による処分 ○埋立処分を行う場合、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化後、耐水性の材料で二重こん包すること ○一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○飛散防止措置をとること ○他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと ○溶融、無害化処理による処分 ○中間処理としての破碎禁止 ○一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

月 日確認

石綿含有産業廃棄物の溶融施設
(都道府県・政令市許可)

- 1,500度以上で溶融
- 飛散防止措置

無害化処理施設
(大臣認定)

- 内容、者、施設の基準
- 認定の手続き、廃止等の手続き

埋立処分（管理型）	再生／埋立処分（安定型又は管理型）
-----------	-------------------

月 日確認

月 日確認

※がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏板を除く。）等の安定型産業廃棄物に該当する場合は安定型最終処分場で処分できる。
木材その他の有機繊維を含んだ廃棄物や汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は管理型最終処分場又は遮蔽型最終処分場で処分する必要がある。

3. 処理計画の策定

廃掃法での名称

廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
<p>廃棄物処理法施行規則様式第2号の8又は様式第2号の13の一連の処理の工程として次の事項を記載する。（多量排出者は義務。以外は努力義務）</p> <p>(1) 事業場内（解体現場）で発生する廃棄物の種類、発生量及び処理量 (2) 廃棄物の減量その他の適正な処理に関する目標 (3) 撤去方法 (4) 事業場内での保管方法 (5) 収集・運搬方法 (6) 中間処理及び最終処分方法 (7) 処理を委託する場合は委託業者の許可の内容、委託方法、処理施設の確認方法、添付書類として、処理委託契約書及び処理業の許可証の写し (8) 工事概要（工事名称、工事場所、工期、発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物管理責任者名、工事数量、解体工事の請負業者名）</p> <p>石綿障害予防規則で規定されている次の事項とあわせて記載し、工事の関係者に周知を図る。</p> <p>(1) 作業の方法及び順序 (2) 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 (3) 作業を行う労働者への石綿等の粉じんの暴露を防止する方法</p>	
<p>特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反</p>	<p>特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、処理計画の策定やマニフェストの管理などを確実に行うよう管理体制の充実を図る。</p>

月 日作成

月 日確認

4. 事業場（解体現場）における保管

廃掃法での名称

廃石綿等		石綿含有産業廃棄物		
石綿含有吹付け材	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有仕上塗材（吹付け施工を含む） * 除去工法によっては「汚泥」に該当する可能性	石綿含有成形板等のうち石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種 内装ボードや天井材、軒天に使用 * 第2種はレベル2	石綿含有成形板等（左記以外） 外壁、天井、床に使用の石綿含有スレート、窯業系サイディング、化粧石膏ボード、ロックウール吸音板、ビニル床タイルなど

左記該当に○

4-1. 保管基準

<p>(1) 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。 (2) 保管場所の掲示：縦横60cm以上の掲示板に、廃石綿等/石綿含有産業廃棄物の保管場所であること、積み上げ高さ、管理責任者、連絡先、注意事項を記載したものを、見やすい箇所に掲示すること。 (3) 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止の措置をとること。 (4) 積み上げ高さが環境省令で定める高さを超えないこと。 (5) ねずみの生息、蚊、ハエその他の害虫が発生しないこと。 (6) 他の物が混入しないよう、仕切り等を設けること。</p>

月 日確認

4-2. 飛散防止

下線は今回の改正箇所

<p>○埋立処分の場合 固化、薬剤による安定化などをして耐水性の材料で二重にこん包する。 ○中間処理を行う場合 あらかじめ水、発じん防止剤等を散布し湿潤化した後、耐水性の材料で二重にこん包する。 ○耐水性のこん包材にプラスチック袋を使用する場合は厚さが0.15mm以上のものを使用すること。</p>	<p>石綿含有成形板等より飛散性のおそれがあるので以下に注意 ・耐水性のプラスチック袋により二重にこん包する。 ・こん包の前に固化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。</p>	<p>石綿含有成形板等のなかでも比較的飛散性の高いおそれがあるので以下に注意 ・フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包して廃棄物の露出がないようにする。（収集運搬時と同様の措置）</p>	<p>・荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。 ・飛散しないようシート掛けする、こん包する等の対策を講ずる。</p>
---	--	---	---

月 日確認

4-3. 容器等への表示

廃掃法での名称

廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
廃石綿等を収納するプラスチック袋等には次の事項を記入すること。 (1) 廃石綿等であること (2) 取扱上の注意事項 (3) その他	左記に準じ、覆いやこん包容器等に、市販の表示テープなども活用して石綿含有産業廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示することが望ましい。

月 日確認

5. 処理の委託契約

廃掃法での名称

廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
○運搬：特別管理産業廃棄物収集運搬業者と契約 ○処分：特別管理産業廃棄物処分業者と契約 ※いずれも廃石綿等が事業の範囲に含まれる業者であることを確認する。	○運搬：産業廃棄物収集運搬業者と契約 ○処分：産業廃棄物処分業者と契約 ※いずれも石綿含有産業廃棄物が事業の範囲に含まれる業者であることを確認する。
○委託をしようとする者に対し、あらかじめ種類や数量、性状等を文書で通知すること。	
○委託契約は書面により行い、委託契約書には次に掲げる事項についての条項が含まれていること。 ①委託する産業廃棄物の種類及び数量 ②運搬の最終目的地の所在地【運搬を委託する場合】 ③処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力【処分又は再生を委託する場合】 ※中間処理を委託する場合は最終処分に係る事項を含む。 ④廃棄物処理法施行規則第8条の4の2に定める事項 ・委託契約の有効期間 ・支払う料金 ・受託者の事業の範囲 ・委託者の有する適正処理のために必要な情報 ・委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物の性状等に関する情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項 ・業務終了時の報告に関する事項 ・委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項 など ※委託する処理業者の許可証の写しを添付する。	

委託基準違反
(許可のない者への委託)

月 日確認

委託基準違反
(委託基準に適合しない処理)

月 日実施

月 日作成

6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

廃掃法での名称

廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
○産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付すること。 ○マニフェストの法定記載事項の確認（排出事業者の記載事項） ・産業廃棄物の種類及び数量 ・交付年月日及び交付番号 ・運搬又は処分を委託した者と受託した者の氏名又は名称、住所 ・排出事業場の名称及び所在地 ・交付担当者の氏名 ・運搬先の事業場の名称及び所在地 ・荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ○電子マニフェストの場合は遅くとも引渡し後3日以内に情報処理センターへ登録すること。	
○交付したマニフェストの写し（A票）を5年間保存すること。 ○運搬委託者から送付されたマニフェストの写し（B2票）により委託した産業廃棄物の運搬が終了したことを確認し、B2票を5年間保存すること。 ○処分委託者から送付されたマニフェストの写し（D票）により委託した産業廃棄物の処分が終了したことを確認し、D票を5年間保存すること。 ○処分委託者から送付されたマニフェストの写し（E票）により委託した産業廃棄物の最終処分が終了したことを確認し、E票を5年間保存すること。	
○マニフェストの交付日から一定期間内（B2票、D票：廃石綿等は60日以内、石綿含有産業廃棄物は90日以内、E票：180日以内）に運搬委託者又は処分委託者からマニフェストの写しが返送されない場合は、委託した産業廃棄物の処理の状況を把握し、送付を受ける期限を越えた日から30日以内に知事に報告すること。	
○毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付状況について様式第3号により知事（保健所）に提出すること。	

管理票交付・記載義務違反・虚偽記載

月 日実施

管理票又はその写しの保存義務違反

月 日実施
月 日実施
月 日実施
月 日実施

月 日実施

月 日実施

7. 帳簿の備付け（排出事業者）

廃掃法での名称	廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
帳簿備え付け・ 記載・保存義務 違反・虚偽記載	<p>排出事業者は帳簿を備え、廃石綿等の処理について事業場ごとに規則第8条の18に定める次の事項を毎月記載し、これを1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存。</p> <p>※排出事業者自らが運搬又は処分を行う場合のみ、帳簿の備え付け義務がある。</p> <p><運搬></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 <p><処分></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 	<p>産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、帳簿を備え、石綿含有産業廃棄物の処理について事業場ごとに規則第8条の5に定める事項を毎月記載し、これを1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存。</p> <p>※排出事業者自らが運搬又は処分を行う場合のみ、帳簿の備え付け義務がある。</p> <p>産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 <p>産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合</p> <p><運搬></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 <p>産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合</p> <p><処分></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

月 日実施
月 日実施
月 日実施